

専門学校北日本自動車大学校 組織運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、専門学校北日本自動車大学校学則**第17条**の規定に基づき、学校長その他専門学校北日本自動車大学校(以下「学校」という。)の教職員の職務及び学校の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校長)

第2条 学校長は、学校の管理運営に当たり、学校の業務を掌理する。

(教頭)

第3条 教頭は、学校長を補佐し、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 教育部門の管理運営の総括に関する事。
- (2) 教育部門の予算に関する事。
- (3) 入学、退学、休学、復学、卒業及び賞罰に関する事。
- (4) 学校関係機関等との連絡調整に関する事。
- (5) 教職員の評価に関する事。
- (6) その他整備士養成教育に関する事。

(教育編成委員会)

第4条 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めなければならない。

(学校関係者評価委員会)

第5条 実践的かつ専門的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるように学校運営の改善と、専修学校教育の発展を目指した学校評価を行う。

(教務主任)

第6条 教務主任は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 教育方針及び教育計画に関する事。
- (2) 担当科目の教授及び評価に関する事。
- (3) 講義の調整及び時間割作成に関する事。
- (4) 学校行事の企画立案及び実施に関する事。
- (5) 専任教員の研修計画に関する事。
- (6) 学校の諸規程に関する事。
- (7) 教育備品及び図書等の選定に関する事。
- (8) その他教務に関する事。

(学務主任)

第7条 学務主任は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 学生の指導全般に係る各教員への助言及び指導に関する事。
- (2) 学生担当グループ分けに係る企画に関する事。
- (3) 各学年の学事担当との連絡及び相談に関する事。
- (4) その他学務に関する事。

(専任教員)

第 8 条 専任教員は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 担当科目の教授及び評価に関する事。
- (2) 補助講師の授業及び試験援助に関する事。
- (3) 学外教育活動の指導援助に関する事。
- (4) 学生の面接及び個人指導に関する事。
- (5) 学生のレポート等の提出物及び記録類の点検指導に関する事。
- (6) 自動車整備士国家試験に関する書類作成、連絡等に関する事。
- (7) 進学及び就職の指導に関する事。
- (8) 学生の出欠、連絡等に関する事。
- (9) 学籍簿その他学生の教育記録の作成及び保管に関する事。
- (10) 学生の健康管理に関する事。
- (11) 教育機器及び図書等の日常管理に関する事。

(校外実習調整者)

第 9 条 校外実習調整者は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 校外実習の計画及び立案に関する事。
- (2) 校外実習配置の作成及び実習施設等との連絡調整に関する事。
- (3) 校外実習指導者会議の企画立案及び実施に関する事。
- (4) 校外実習の指導及び評価に関する事。
- (5) その他校外実習に関する事。

(事務職員)

第 10 条 事務職員は、上司の命を受け、次の業務に従事する。

- (1) 学生募集に関する事。
- (2) 入学試験及び入学手続に関する事。
- (3) 入学式、卒業式その他の学校行事の計画立案及び実施に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 教材器具及び図書等の購入並びに管理に関する事。
- (6) 文書等の管理及び保管に関する事。
- (7) 防災管理等に関する事。
- (8) 施設の管理に関する事。

(学校運営会議の組織等)

第 11 条 学則第 17 条第 2 号に定める学校運営会議(以下「運営会議」という。)は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校長
 - (2) 教頭
 - (3) 事務長
 - (4) 広報部長
 - (5) 教務主任
- 2 学校長が必要と認めるときは、運営会議に臨時委員を置くことができる。
 - 3 運営会議の委員長(以下「運営委員長」という。)は、学校長をもって充てる。
 - 4 運営会議の副委員長(以下「運営副委員長」という。)は、教頭をもって充てる。

(運営会議の職務)

第 12 条 運営委員長は、会務を総括し、運営会議を代表する。

- 2 運営副委員長は、運営委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営会議の開催)

第13条 運営会議は、原則として年2回以上開催するものとする。

(運営会議の協議事項)

第14条 運営会議は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の学則及び諸規程に関する事項
- (2) 教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項
- (3) 学生の入学及び退学、年次別単位取得並びに卒業の認定に関する事項
- (4) 賞罰に関する事項
- (5) 学校経営の方針に関する事項
- (6) その他運営会議において必要と認める事項

(教務会議の組織等)

第15条 学則第17条第2号に規定する教務会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教頭
 - (2) 教務主任
 - (3) 実習調整者
 - (4) 学務主任
 - (5) 専任教員
- 2 学校長が必要と認めるときは、教務会議に臨時委員を置くことができる。
- 3 教務会議の委員長(以下「教務委員長」という)は、教頭をもって充てる。
- 4 教務会議の副委員長(以下「教務副委員長」という)は、教務主任をもって充てる。

(教務会議の職務)

第16条 教務委員長は、会務を総括し、教務会議を代表する。

- 2 教務副委員長は、教務委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(教務会議の開催)

第17条 教務会議は、原則として月2回以上開催するものとする。

(教務会議の協議事項)

第18条 教務会議は、次に掲げる事項を協議し、学校長に報告する。

- (1) 学生の教育に関する事項
- (2) 進路相談会への参加に関する事項
- (3) 学生の単位取得及び卒業の認定に関する事項
- (4) 他の機関との連絡調整に関する事項
- (5) 学生の健康管理及び厚生補導に関する事項
- (6) 課外活動に関する事項
- (7) その他教務に関して必要な事項

(その他)

第19条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。